

○江別市上下水道事業運営検討委員会設置要綱

平成25年5月7日水道事業管理者決裁

江別市上下水道事業運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の水道事業及び下水道事業について、幅広く外部の意見を求め、一層の経営の健全化を推進するため、江別市上下水道事業運営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査検討を行い、水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提言する。

(1) 水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な方針及び施策に関すること。

(2) 水道事業及び下水道事業に係る経営計画等の策定に関すること。

(3) その他管理者が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 4人以内

(2) 市民団体又は関係団体の推薦を受けた者 4人以内

(3) 公募により選考した者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。